

■ 福利厚生について

千葉県では、職員が仕事と家庭を両立できるよう、職場環境の整備に努めています。

子育てに関する支援制度(主なもの)

産前産後休暇 産前8週間から産後8週間まで	男性職員の育児参加 産前8週間から子どもが1歳になるまで、7日間
育児休業 子どもが3歳になるまでの間、休業可	育児短時間勤務 子どもが小学校に入学するまでの間、勤務時間を最大約半分へ短縮可
部分休業 子どもが小学校に入学するまでの間、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間まで休業可	子育て部分休暇 子どもが小学校1年生から3年生までの間、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間まで休暇取得可
その他の休暇制度 (有給)年次休暇(年20日)、夏季休暇(6月～9月で6日)、結婚休暇(連続する7日)、療養休暇などがあります。	育児休業取得率 女性:100% 男性:66.7%
	年次休暇 平均取得日数 12.7日/年

※その他、育児休暇、子育て休暇などの有給の休暇制度もあります。
※育児休業取得率及び年次休暇平均取得日数は、教育委員会及び県警を除く県の機関における令和4年度の実績です。

■ 採用情報

必要な受験資格などは職種により異なりますので、各区分ごとに作成される受験案内を必ず御確認ください。

職種	主な勤務場所	区分	受験案内配布開始	(第一次)試験日
児童福祉司	児童相談所	選考考査	(例年)試験日の約1か月前頃	6月(10月、1月)
保育士	児童相談所 生実学校 富浦学園	資格免許職試験	(例年)7月頃	(例年)9月頃
心理(児童心理司)	児童相談所	上級試験	(例年)5月頃	(例年)6月頃
児童指導員	児童相談所 富浦学園			
児童自立支援専門員	生実学校	選考考査	(例年)試験日の約1か月前頃	6月(10月、1月)

※年度によっては実施されない職種があります。
※試験は、例年とは異なる日程で実施する場合がありますので、千葉県人事委員会事務局のホームページやX(旧:Twitter)、千葉県総務部人事課のホームページを御確認ください。
※上記のほか、経験者を対象とする児童福祉司・心理(児童心理司)・児童指導員・保育士などの職種の選考考査を行う場合があります(不定期に実施)。



千葉県 児童福祉専門職員 採用案内

— すべてのこどもに明るい未来を —

千葉県では、児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設をはじめ、こどもに関する様々な分野でともに働く仲間を募集しています。

このパンフレットに関するお問い合わせ

千葉県健康福祉部 児童家庭課 人材育成確保対策室
tel. 043-223-4726 mail: katei14@mz.pref.chiba.lg.jp

児童福祉関係
職員の募集



選考考査について

千葉県総務部 人事課 勤務制度管理班
tel. 043-223-2032 mail: jinji006@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県職員
採用試験案内



千葉県健康福祉部 健康福祉政策課 人事班
tel. 043-223-2605 mail: kfj@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県
人事委員会 X
(旧: Twitter)



千葉県人事委員会事務局 任用課 任用・試験班
tel. 043-223-3717



千葉県
マスコットキャラクター
チーバくん

採用に関する詳細情報
(応募要件や試験日等)は
採用サイトをご確認ください。



千葉県児童福祉専門職員採用ホームページ 検索